

第12号議案 要旨

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

大規模災害の被災地において、避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊の活動に対し、国家公務員、警察職員及び他の地方公共団体に属する職員との処遇面での均衡を図るため、緊急消防援助隊の活動における特殊勤務手当の支給について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 手当の種類に災害応急作業等手当を加える。
- (2) 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する災害応急作業等手当の支給要件となる規定を加える。

3 施行期日

公布の日